

# 第1章 GAP（農業生産工程管理）の導入に向けて

## 1 GAPとは

「Good Agricultural Practice」の略称で、直訳すると「良い農業の実践」と訳され、「持続可能な農業の確立」のため、生産者自らが、農業生産活動を行う上で必要な法令や規則等を最低限守るべきルールとして遵守するとともに、農作業に潜む様々なリスクを低減していくため、生産工程の管理や改善を行う継続的な取組のことです。

## 2 GAP導入の背景

ヨーロッパでは、化学肥料や化学合成農薬によって飛躍的に生産性が向上した一方、硝酸態窒素による土壌や水質への汚染、生態系への悪影響が顕在化したことから、環境を保全し、持続的な農業を行うため、1980年代になり、環境等に悪い農業をやめ、良い農業を行う必要があるという考えが生まれ、1990年代からGAPの取組が始まっています。

日本では、平成22年4月に策定した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に基づき推進しており、今後、農業者にとってのGAPは、安全・安心な農産物を提供するための「当たり前の取組」となり、消費者や実需者にとっては生産者側への信頼を深めるための「当たり前の取組」となることが想定されます。

### GAPをめぐる動き

**世界の動き** EUにおけるGAPは、農業者が最低限守るルールとして、1999年には生産者への補助金の直払い要件として義務化されています。

2000年には、EUの小売業団体が農産物の取引基準としてユーレップGAP（2007年にグローバルGAPに改名、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）が国際規格として承認）を確立し、2005年以降、EUのスーパー業界ではGAPが取引の最低条件となり、現在は世界中に広がり、認証を受けている生産者の数は、世界124か国、約17万件まで拡大しています。現段階で農産物を輸出する場合、EU加盟国とインドネシアでグローバルGAPの認証が必要となります。

**国内の動き** 平成17年3月に策定された食料・農業・農村基本計画において、食の安全及び消費者の信頼確保のため、農業者・農業団体や事業者による自主的なGAPの取組を推進することとされており、国は平成19年3月に、GAP手法を積極的に導入するための「基礎GAP」を公表しています。これを受け、国内では様々なGAPが存在することとなり、農業者・産地により「取組内容に違いが見られたこと」、「科学的知見に基づいた農産物の安全性向上が必要とされたこと」、「食の安全だけでなく環境保全や労働安全など幅広い分野を対象に取り組む必要があること」などから、平成22年4月には「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」が定められました。

平成27年3月には、新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定され、科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化及び官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進、先端技術の活用等による生産・流通システムの革新に向け、一定水準以上のGAPの導入等を推進することとしています。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の食材調達基準として第三者認証によるGAPが要件となりました。

### 3 農業生産活動に潜むリスク

#### (1) 農産物の安全のリスク

農産物の安全性を脅かすリスク要因（ハザード）には化学物質、病原性微生物、異物混入などがあり、これらによる農産物の汚染が生じないようにリスク評価を行い、生産から出荷までのリスク管理に注意する必要があります。

##### 【具体例】

	リスク要因	想定される被害	被害を起こす主な要因
化学物質等	農薬、土壌改良材、化学薬品、動物用医薬品、消毒剤、化学肥料、油類、重金属など	農薬等による被ばく、急性中毒、呼吸障害、販売禁止、信頼性の失墜など	施設の配置、作業員、使用薬品や器具等の不適切な管理など
病原性微生物等	食中毒菌、家畜ふん尿による病原性大腸菌、かびとかび毒、ウイルス、寄生虫など	急性中毒、下痢、嘔吐、呼吸困難、発ガン、販売停止など	家畜ふん尿、有機質肥料、水、作業員、家畜、ペット、野生鳥獣など
異物混入	異種作物、刃物、プラスチック、金属片、アクセサリ、砂、石、毛髪、虫など	異物混入による商品クレーム、信頼性の失墜など	作業員の身だしなみ、喫煙、作業具の不適切な管理など

#### (2) 環境汚染のリスク

環境を脅かすリスク要因は、堆肥や有機質肥料、化学肥料の過剰施用、除草剤や殺虫剤等の農薬の不適切使用、廃棄物の不適切処理などがあり、これらにより環境が汚染されないようリスク評価を行い、リスク管理に注意することで、環境や生態系を維持し、人々の健康を守り、豊かな自然と美しい景観の維持にもつながります。

##### 【具体例】

リスク要因	想定される被害	被害を起こす主な要因
肥料・堆肥の窒素成分	河川・湖沼・地下水の硝酸塩汚染、亜酸化窒素による大気汚染	土壌診断に基づかない過剰施肥など
重金属等（銅・亜鉛など）	有害物質の土壌蓄積	汚泥肥料等の過剰施用など
油類	油漏れによる土壌・水質汚染	油類の不適切な管理など
野生鳥獣、家畜ふん尿	ふん尿等による農作物への汚染、異臭、アンモニア等による大気汚染、土壌蓄積、水質汚染	野生鳥獣のほ場侵入、家畜ふん尿の不適切な管理・処理など
未熟有機物の施用	土壌の酸欠、メタンガス発生による大気汚染、土壌蓄積、水質汚染	未熟堆肥等の投入、不適切な堆肥管理など
野焼き、農業生産活動に伴う廃棄物	焼却（ダイオキシンの発生）による環境汚染	作物残さ等の焼却処理、不法投棄、不法な埋め立てなど
農薬	農作物への残留、信頼性の失墜	不適切な農薬散布、使用農薬の不適切な処分など
農業用導入昆虫	生態系のかく乱	導入ハウスからの逃亡など

### (3) 作業者の安全リスク

農業者の安全を脅かすリスク要因は、危険な作業環境、作業者の技量不足、誤った機械の操作方法などがあり、農業は様々な産業の中でも、就業人口に占める事故の割合が高い業種となっています。

#### 【 具体例 】

リスク要因	想定される被害	被害を起こす主な要因
引火・爆発性物質	燃料・化学肥料等の爆発、粉じん爆発、火災	燃料・肥料への引火、衝撃、燃料保管場所での火気の使用、漏電など
電気	感電、引火	電気設備の整備・清掃不良、絶縁防護具の不使用など
高熱・加熱物	やけど	防護カバーの未設置による接触など
農薬	農業等による被ばく、健康被害	防護具の未着用、本人の不注意など
粉じん	吸気による体調不良、じん肺	防護設備等の不使用による吸気、換気不良など
暑熱環境	熱射病、熱中症	水分・ミネラルの補給不足など
寒冷環境	血行障害、凍傷	不十分な作業設備、急激な温度変化など
騒音・振動	難聴、白ろう病	防音・防振対策の不足、長時間労働など
低照度	視界不良による事故	夜間作業、不十分な証明など
危険な動物	虫刺され、毒蛇等	防護・救急用具の不備、軽装、知識不足など
転倒・転落・挟まれる	人体の損傷、死亡事故	トラクター転倒、高所作業中の転落、耕うん機と樹木等に挟まれるなど
巻きこまれ	手指腕足等の損傷、失血死	エンジンを動かしたままでの点検、巻きこまれやすい服装など
酸欠・有毒ガス	中毒、脳障害、死亡事故	喚起不徹底、防毒マスク未装備など
交通事故	農機による公道上の事故	交通法規を守らないなど

## 4 本県におけるGAP導入の目的と効果

### (1) GAP導入の目的

GAPは、食の安全・安心の確保はもとより、持続可能な農業を実現するため、生産者が農業生産工程に潜むリスクを低減するための取組であり、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者から信頼される安全・安心な産地づくりのためにも有効です。

また、GAPの取組を継続的に行うことで、消費者や実需者から信頼される安全な農産物の生産が可能となり、生産基盤である水や農地等への環境負荷の低減、人的損失を伴う農作業事故の防止等が、より高いレベルで達成することができます。

## (2) GAP導入の効果

効果	特徴
①農産物の安全性確保	・残留農薬や病原微生物汚染、異物混入などの事故等を軽減できることから、消費者へ安全な農産物を提供できます。
②環境の保全	・効率的で効果的な防除や施肥等により、農薬や化学肥料を低減できることから、環境への負荷を軽減できます。
③労働者の安全確保	・農作業におけるうっかりミスや事故を軽減できることから、労働者の安全性を向上させることができます。
④農産物等の品質向上	・栽培時や出荷調製時の品質低下や異物混入のリスクを軽減できることから、農産物の品質向上や安定化につながります。
⑤農業経営の改善	・農作業の効率化や農薬等在庫管理の徹底など、農業経営の改善によりコストを低減でき、経営のレベルアップにつながります。
⑥消費者等の信頼確保	・取組を記録として残すことによって、消費者等への確かな情報提供が可能となることから、信頼性が向上します。

## 5 GAPの種類と特徴

GAPは、JA等による自己点検をはじめ、農産物の取引先等の視点を取り入れた第三者点検、さらには、認証機関による第三者点検に大きく区分されます。

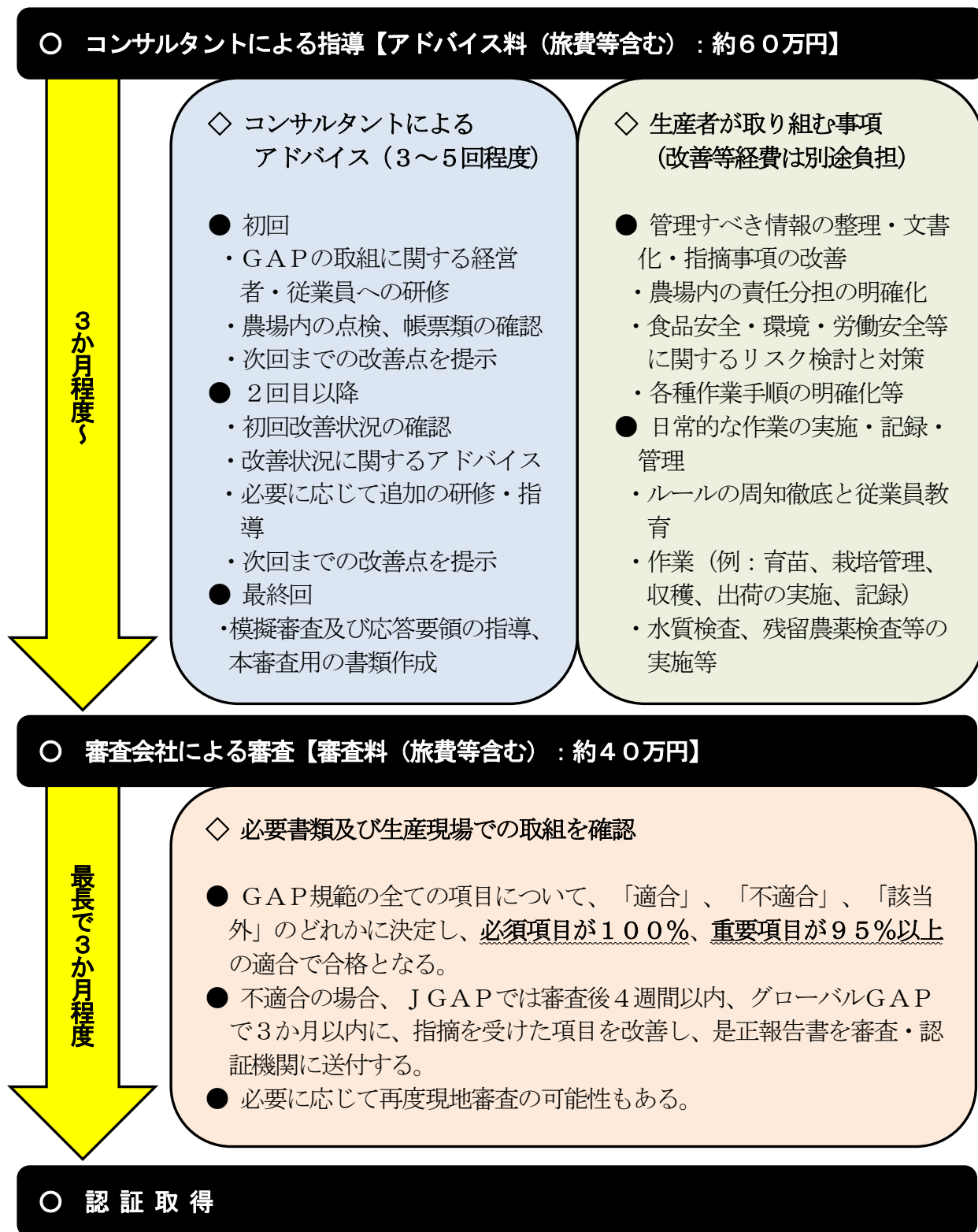
GAPの種類	運営主体	特徴
グローバルGAP (第三者点検) ※認証GAP	フードプラス (ドイツに本拠地を置く非営利組合)	・世界124か国以上で実践し、認証取得件数は約17万件(日本399件)、輸出に有利 ・高度な農業管理を実現 ・認証取得や更新に費用負担あり(国際水準)
JGAP (第三者点検) ※認証GAP	(一財)日本GAP協会	・日本独自の規格で、国内約4,000農場が認証 ・高度な農業管理を実現・認証取得や更新に費用負担 ・※(1)「JGAPアドバンスとベーシック」の運用を開始
量販店等GAP (第三者点検)	イオン、日生協など	・基準を満たせば当該量販店との取引が可能 ・量販店を通じて、農産物の安全性を消費者へPR可能
自己点検GAP	JA、営農組織など	・JA等が独自に定めた基礎GAP ・地域の実情に応じたGAPが可能

### (1) JGAPベーシックとJGAPアドバンスとは

日本国内の取引に加え、輸出にも対応した日本発の国際規格を目指し、JGAPベーシックとJGAPアドバンスの2本立てで運用を開始しています。(平成28年9月から)

JGAP ベーシック	これまでのJGAPの後継となり、国際的に重視されている人権の尊重などの新しい要素も加え、約120のルールを定めた日本独自のGAP
JGAP アドバンス	JGAPベーシックと共通となる食品安全、環境保全、労働安全、人権保護といったルールを定めるほか、資材の仕入れ先の評価や商品回収テストの実施など、200を超えるルールを定め、グローバルGAPと同等の基準で国際基準を目指すGAP

(2) 認証GAP取得までの流れ



※1 アドバイス料、審査料はコンサル会社、審査機関により異なる。

※2 生産者が負担する改善に係る費用については、ほ場や施設、農機具等の状態により異なるため、事前に改善経費を見積もる必要がある。